平成２５年（フ）第９８号
岡山県岡山市北区今保152―２　レオパレスグレースシャルマン106号室、開始決定時の住所岡山県笠岡市笠岡5903―１　ベルフィオーレＡ102号室
破産者　原田　将行
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１４４９号
広島市安芸区矢野南３丁目30番23号
破産者　大前　明紀
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２号
福岡県柳川市大浜町115番地２
破産者　小山田清子
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
鹿児島県垂水市中俣307番地、前住所千葉県長生郡長生村金田2650番地11
破産者　紺屋　清美
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
北海道士別市朝日町中央4031番地
破産者　大岡　正喜
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
北海道帯広市南町東３条４丁目26番地
破産者　木皿　尚人
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
滋賀県大津市におの浜１丁目１番57―1009号、開始決定時の住所横浜市都筑区牛久保東２丁目５番１―105号
破産者　澤田　真賢
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７２号
横浜市鶴見区下末吉２丁目10番８―２号　ユナイト鶴見ラ・クンパルシータ102号室
破産者　関口　博一
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
富山県砺波市井栗谷2258番地１、開始決定時の住所富山県高岡市下麻生伸町859番地232
破産者　間嶋　立之
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１１１号
富山県高岡市高美町18番地159、前住所富山県高岡市伏木本町10番31号
破産者　吉井ひとみ
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２０号
滋賀県彦根市小泉町99番地　108号、開始決定時の住所滋賀県米原市米原223番地
破産者　櫛村幸太郎
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第４号
兵庫県篠山市大山宮293番地
破産者　仲島　幸宏
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
和歌山市納定35番地
破産者　大西　髙夫
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４０号
香川県高松市木太町2382番地、開始決定時の住所香川県高松市木太町2383番地11
破産者　山根　耕治
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３３号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目14番５号　メゾンｗｉｓｈ101号
破産者　立石　勇二
１　決定年月日　平成26年２月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８９４号
北九州市門司区春日町13番20号、開始決定時の住所北九州市小倉北区明和町７番１―201号
破産者　川﨑　容子
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５３号
北九州市小倉南区上葛原１丁目１番２―411号、開始決定時の住所北九州市小倉北区常盤町11番６号
破産者　根宜　　弘
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部